

次々販売を食い止めよう！

「過量販売解除権」の活用

悪質商法被害において、一度狙われた人は狙い撃ちをされてしまいます。

「布団を何十枚も契約させられた」「床下換気扇を10個も買わされた」といういわゆる「次々販売被害」は、深刻な消費者被害です。特商法が改正され、この次々販売を防止する「過量販売解除権」が出来ましたが、その条件が少しややこしいので、今回はその内容をご紹介します。

特商法という法律に該当すること
仕事のためにする契約だったり、新聞の販売や、金融商品など特商法の適用除外になっている契約の種類は該当しません。

特商法の「訪問販売」にあたること
エステに通いながら次々契約させられた場合は、特商法でも「特定継続的役務提供契約」、電話でしつこく勧誘されて次々契約した場合は「電話勧誘販売」。いずれも「過量販売解除権」は使えません。

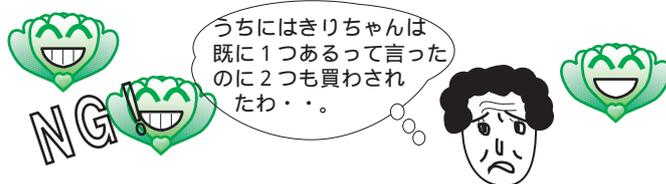
平成21年12月1日以降の契約であること
過量販売解除権を定めた法律が施行された日以降の契約である必要があります。

契約から、1年以内であること
契約から1年を過ぎた場合は、契約は納得したものとみられ、解除は出来なくなります。

次に、次々した契約のどの部分が解除できるかみてみましょう。

1回の売買で「日常生活において常識的に必要な量を著しく超える量」の契約をした場合は、その全部を解除できます。例えば、1人暮らしなのに布団を10セット、水が出る所が2箇所しかないのに浄水器が5つ、などを一気に買った場合です。

すでに一定量を持っている物に加えて、次に新しく購入したら明らかに必要な量を超える契約をした場合で、その業者が「すでに一定量を持っていること」を知っていた場合は、その契約を解除できます。



もともと沢山持っていたものに加えて、さらに新しく購入したら明らかに必要な量を超える契約をした場合で、その業者が「すでに沢山持っていること」を知っていた場合は、その契約を解除できます。



しかし、「必要な量を著しく超える量」と言っても、具体的には布団は何セットから、など具体的な数字が定められているわけではありません。そこは契約した人の家族構成や年齢など事情を考慮することになります。

また、この「過量販売解除権」が使える条件にあたらなくても、明らかにヒドイ「次々販売」は他の法律で検討することになります。その場合は「どんなにヒドイか」を丁寧に検討しなくてはなりません。この「過量販売解除権」は条件に当てはまれば、「量が多い」ということで契約を解除することが出来、消費者にとって使いやすい法律です。



成年後見制度をご存知ですか？

法律は市民の権利を守るためにありますが、法律による権利の実現には様々な制度へのアクセスがスムーズである必要があります。「成年後見制度」は、市民の権利実現のための基盤を支える重要な制度です。年齢を重ね、判断する力がおとろえたり、精神的な障がいがある場合に、適切な財産管理ができないことがあります。成年後見制度は、家庭裁判所から選ばれた成年後見人等がその方の生活を支援し、権利と財産を守る制度です。

取消しますよ!



成年後見制度の種類は・・・？

成年後見制度には、2つの種類があります。

法定後見制度

すでに判断力が低下している方のための制度で、その程度に応じて、成年後見類型、保佐類型、補助類型に分けられます。

任意後見制度

今はまだ判断力がおとろえていないけれど、将来、判断力が低下してしまった場合に備え、予め財産を管理してもらう人を選び、元気なうちに契約しておきます。

成年後見人等は誰がなるの・・・？

成年後見人等は家庭裁判所が選びますが、財産の状況や権利関係の複雑さなどを総合的に考慮し、ご本人の親族を選ぶケースや、司法書士などの専門職を選ぶこともあります。また、任意後見契約がある場合では、予め契約した人が任意後見人になり、任意後見監督人を家庭裁判所が選びます。

成年後見人等はどんなことをするの・・・？

成年後見人等は、本人に代わって財産を適切に管理し、病院代や家賃などの生活費の支払いをしたり、必要に応じて、福祉サービスの利用契約を締結したりします。また、悪質商法の被害にあったような場合、その契約を取消すなどして本人の権利を回復します。

司法書士と成年後見制度の関係は・・・

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所への申立てが必要です。司法書士は、その申立てに関する書類を作成することで皆様のお手伝いをしております。また、多くの司法書士が、家庭裁判所から成年後見人等として選任されております。

札幌司法書士会法律相談の

おしらせ



おまちしています

くらしの無料法律相談会

～生活保護・借金・雇用など～
を開催します！

平成27年8月28日(土) 10:00～16:00

面談会場：札幌市中央区大通西13丁目

中菱ビル2階

(予約不要。直接お越し下さい。)

相談電話番号：0120-137-732

(当日のみの番号です。)

当日以外は、無料法律相談センターへ！

相談予約 011-272-9035

教えてきりちゃん!

質問コーナー



通信販売はクーリングオフ出来ないときいたけど、テレビショッピングでは返品OKって言ってます。これはどうして？

クーリングオフの規定が設けられている法律はいくつかありますが、通信販売について定義しているのは、特定商取引に関する法律(特商法)です。

実はこの特商法、テレビショッピングを始めとする通信販売による取引については、クーリングオフの規定を設けていませんでした。しかし、「テレビに映る通販グッズはとても良い物に見えたので買って見たが、届いた商品は思ったものと性能や印象等が違っていた、でも、クーリングオフができない!」という問題に対応するため、販売業者側が自主的に返品の特約を定めていたのです。

そこで、昨年12月に施行された改正特商法では、通信販売についても、クーリングオフと類似した制度を設け、通信販売で商品を購入した場合にも、商品の受け取り後8日以内であれば、原則として商品の「返品」(返送料は購入者の負担です。)ができることとなりました。ただし、販売業者が消費者にわかりやすい方法で「返品出来ない」旨を表示した場合には、その表示が優先されます。

訪問販売や電話勧誘販売では、販売者側でいくら「商品の返品は認めない」と表示しても、クーリングオフの規定を排除できませんので、その点が大きな違いです。無用なトラブルを避けるためには、商品を購入する際に、あらかじめ返品についても確認しておくのがポイントですね。

編集後記

きりばたけ通信第2号、いかがでしたでしょうか？札幌司法書士会では、学生さん向けの法律教室のほか、一般市民の方を対象とした相続・遺言教室、成年後見制度に関する講座なども行っております。私個人的には、先日、社会福祉協議会さんにお邪魔して、債務整理手続と生活保護制度の活用などについてお話をさせていただきました。皆さんとネットワークを築き、悪質商法や多重債務被害のない、誰もが安心して暮らせる社会をめざしたいと願っています。法律教室+法律相談会の開催なども可能ですので、ぜひ、お声かけ下さいますよう、よろしく願い申し上げます。(T.A)

(お問合せは、011-281-3505まで)